

十市農第740号
令和6年11月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

十和田市長 小山田 久

市町村名 (市町村コード)	十和田市 (206)
地域名 (地域内農業集落名)	一本木沢、稻吉、稻生町A、稻生町B、稻生町C、稻生町D、稻生町E、稻生町F、駅通り、下平、儀兵平、吾郷、西一番町A、西一番町B、西三番町、西十一番町、西十三番町、西十二番町、東一番町、東三番町A、東三番町B、東三番町C、東三番町D、東二番町A、東二番町B、東二番町C、農場、穂並町A、穂並町B、豊平、里ノ沢、七郷1、土手山1、元町1、八郷1、茶屋3、豊ヶ岡1、清水1、十美岡1、八斗沢1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

米、野菜を中心とした複合経営を行っている農家が多いほか、地区には水稻採種組合があり県内に良質な種子供給が行われている。市街地の農家は兼業や小規模農家が多く、農業情勢の変化や高齢化に伴い離農者が多くなっている。一部では若い農業者や企業の農業参入が増えているものの、全体的には高齢化が進んできているため、今後は農地バンクを活用し高齢農業者等から担い手への農地集積を図りながら農地の有効活用を進めるとともに、後継者の確保に努め新たな耕作放棄地の発生を防ぐ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻採種組合による種子供給の取組を継続しつつ、米、野菜(主要品目であるにんにく、ながいも、ごぼう、ねぎ)を中心とした複合経営を継続していく。地域の状況を見ながら、有機栽培や減農薬栽培に取り組んでいく。農業者の高齢化に対応するため、農作業の効率化を目指しスマート農業を積極的に導入していく。担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるほか、地域の内外から多様な経営体の新規参入を促していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,307.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,307.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、農地利用最適化推進委員等と連携して農地バンクを通じて取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地バンクに貸し付ける。担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人も同じく、原則として農地バンクを活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
未定
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の新規参入を促し、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化のため、必要に応じてJA十和田おいらせや他事業体へ農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を未然に防ぐため、地域内で連携して被害対策を講じていく。
- ②地域の状況を見ながら、有機栽培や減農薬栽培に取り組んでいく。
- ③農業者の高齢化に対応するため、農作業の効率化を目指しスマート農業を積極的に導入していく。
- ④水田としての利用を行わない田は計画的に畠地化に取り組む。
- ⑤果樹栽培に取り組むことで収益性の向上を図る。
- ⑥資源作物等の作付けを行うことで、新たな需要に対応していく。
- ⑦農業上の利用が難しい農地は、適切に保全・管理を図っていく。
- ⑧経営規模の拡大を目指す経営体においては、農業用施設の増棟を検討する。
- ⑨耕畜連携を継続して実施することで、持続可能な農業経営を実施する。